

会 則

会員種別

1. 当会の会員は、次の3種とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体（議決権を有する）
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体（議決権を有しない）
 - (3) 特別会員 非営利公益的な立場からこの法人の事業を賛助するために入会した個人及び地方公共団体、公益法人等（議決権を有しない）
2. 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人産学官国際水環境技術推進協議会の法律上の社員とする。

入会

1. 当会の会員となるには、別に定める入会申込書を当会に提出し、一般社団法人産学官国際水環境技術推進協議代表理事の承認を得るものとする。

会費

1. 正会員となる正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、それに必要な経費を会費として支払う義務を負う。
2. 会員になった時及び毎年度当初に、会費として以下の額を納入しなければならない。
 - (1) 正会員（法人会員） 一口20万円（一口以上）
 - (2) 正会員（個人会員） 一口1万円（一口以上）
 - (3) 賛助会員（法人会員） 一口5万円（一口以上）
 - (4) 賛助会員（個人会員） 無料
 - (5) 特別会員 無料
3. 既納の会費は返還しない。

退会

1. 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
(除名)
会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) 当会の定款その他の規則に違反したとき
 - (2) 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき